

三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要

基本的な方向性

- PCB廃棄物の早期かつ適正な処分完了
- 未把握のPCB廃棄物等の掘り起こし
- 使用中のPCB使用製品の計画的な廃棄の推進

県の役割

- ・ PCB廃棄物の実態把握
- ・ 適正処理等の監視指導
- ・ 関係機関、関係事業者等との連携
- ・ PCB廃棄物処理基金による処理の促進
- ・ 県民、保管事業者等の理解を深めるための施策の実施 等

保管事業者の役割

- ・ PCB廃棄物の早期かつ適正な処理、処理までの間の適正保管
- ・ 県への各種届出、報告
- ・ 国及び県の施策への協力 等

収集運搬者の役割

- ・ 法令及び収集運搬ガイドラインの遵守
- ・ 緊急時対応マニュアル等の整備、緊急時を想定した訓練等の実施
- ・ 計画的かつ効率的な収集運搬の実施 等

<三重県内のPCB廃棄物の処理体制及び処分期限>

○高濃度PCB廃棄物（平成32（2020）年度末の処分率90%以上を目標とする）

処理施設	処理対象	処分期間
JESCO北九州	安定器等 ウエス等汚染物	平成33(2021)年 3月31日まで
JESCO豊田	トランス、コンデンサ等 廃PCB等	平成34(2022)年 3月31日まで

○低濃度PCB廃棄物

処理施設	処理対象	処分期限
無害化処理認定施設 都道府県知事等の許可施設	各認定・許可内容に基づく	平成39(2027)年 3月31日 (PCB特別措置法の期限)

※高濃度：PCB濃度5,000mg/kg超、低濃度：PCB濃度5,000mg/kg以下